

1 事業所 ⇄ 国保連合会との手続きについて

県および市町村等より新規事業所として指定を受けた情報が国保連合会へ連携された後、本会より介護給付費の請求および介護報酬の振込先等の申請に関する書類（「受領に関する届」）を送付いたします。

	事業所	国保連合会	都道府県
サービス開始＋1月	「受領に関する届」記入 「受領に関する届」提出（20日締切）→	←「受領に関する届」郵送（10日前後） 介護システムへ口座、請求情報登録	←事業所台帳送信
	【以下伝送（インターネット）事業所】 電子証明書の発行申請→ 電子証明書のインストール	【以下伝送（インターネット）事業所】 ←「電子請求登録結果に関するお知らせ（※1）」郵送（26日前後） 申請の承認 ←お知らせ伝送	
サービス開始＋2月	伝送請求開始		

●伝送（インターネット）請求にかかる注意事項

伝送（インターネット）で請求を行う事業所において、初回請求分（指定月翌月の請求）については、インターネット請求の環境が整わない場合、光ディスクで請求してください。

（※1）電子請求登録結果に関するお知らせについては、「仮パスワード」「証明書発行用パスワード」等のおしらせとなり、証明書発行用パスワードは更新時（基本は3年単位での更新）の際に必要となりますので、紛失しないようご注意願います。

2 請求明細書提出について

（1）提出締切日

毎月10日（10日が土日祝日の場合は、翌営業日）

（2）提出先

沖縄県国民健康保険団体連合会 介護福祉係

〒900-8559 沖縄県那覇市西3丁目14番18号

電話番号 098-860-9022（介護福祉係 直通番号）

※受付協力日年間スケジュールについては、沖縄県国民健康保険団体連合会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

(3) 提出方法

請求媒体	提出方法	注意事項
インターネット (伝送)	提出締切日の 23 時 30 分までに送信	<ul style="list-style-type: none"> ・送信結果については、送信画面で確認をお願いします。 ・送信エラー等が発生する可能性がある為、早目の送信をお願いします。
磁気媒体 (CD-R等)	提出締切日 17 時までに連合会へ提出 (※郵送可。ただし締切日必着。)	<ul style="list-style-type: none"> ・媒体内にフォルダを作成しないでください。 ・データ送り出し画面での「請求年月」には請求する月（連合会に提出提出する年月）を入れてください。<u>この項目が誤っている場合は、読みエラーが生じ、審査がされませんので、ご注意ください。</u> ・ラベル等の記載について下記 (4) をご参照ください。

(4) ラベル等の記載例について

CD (CDに直接記載。シール不要)

《記載項目》
 事業所番号
 事業所名称
 提出ファイル件数 (必須)
 提出年月



3 支払について

請求方法	支払額決定通知書等送付日	支払日
インターネット	サービス提供月の翌月月末 (月末が土日祝日の場合は前営業日)	サービス提供月の翌々月月末 (月末が土日祝日の場合は前営業日)
磁気媒体 (CD等)		
帳票		

《例》

- ◆サービス提供年月：令和元年5月
- ◆支払額決定通知書等送付日：令和元年6月29日
- ◆支払日：令和元年7月31日

4 その他

(1) 返戻コード等について

沖縄県国保連合会ホームページ(所定様式のダウンロード【介護関連】)へ返戻コード等の解説資料がありますので、ご覧ください。

URL http://www.okikoku.or.jp/kaigo/04_03.php#link01



ホームページ

『3.介護保険の手引き個別ダウンロード一覧』画面

(2) 各様式につきましては、沖縄県国保連合会ホームページから（**所定様式のダウンロード【介護関連】**）ダウンロードし国保連合会へ提出をお願いします。

URL http://www.okikoku.or.jp/kaigo/04_03.php#link01

	手続き内容	様式名称	提出締切日
⑧	介護報酬支払額決定通知書等を再発行依頼したいとき インターネット仮パスワードを忘れてしまったとき	各種再発行願	指定なし
⑨	口座名義や口座番号が変わるとき	振込口座・請求者変更届	変更したい前月の20日
⑩	連合会へ請求した明細書を取下げたいとき	請求明細書取下げ依頼書※	明細書提出月の20日
⑬	インターネット、CD-R等、請求方法の変更を行うとき	電子請求情報処理組織又は磁気テープ、フレキシブルディスク若しくは光ディスクによる請求に関する届	指定なし

※請求明細書取り下げ依頼は、**明細書提出月**もしくは、保留分かつ、**県内市町村のみ**の受付となります。

明細書提出月を過ぎた場合は、利用者所在地の市町村へ「過誤申立書」の申請をお願いいたします。



ホームページ

『1.本会提出の各種届の掲載ファイルのダウンロード一覧』画面